

令和 8 年度 第 1 回
府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

令和8年度第1回府中市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和8年7月23日（木） 午後1時30分～午後2時45分

2 場 所 府中市役所おもや4階第一特別会議室

3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	榎 本 成 子	○
	佐 藤 俊 浩	○
	藤 見 義 彦	○
	白 信 康	○
	石 坂 政太郎	×
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	小 林 哲 也	○
	中 村 公 彦	○
	山 本 純 一	○
	黒 米 俊 哉	○
	赤 松 利 光	○
公益を代表する委員	ゆうき りょう	○
	西 村 陸	○
	横 田 実	○
	田 中 亜衣子	×
	大 柳 敏 浩	○
被用者保険等保険者を代表する委員	馬 場 隆 之	○
	安 田 泰 三	○

(2) 事務局

職
市民部長
市民部保険年金課長
市民部納税課長
市民部保険年金課長補佐
市民部納税課長補佐
市民部保険年金課給付係長
市民部保険年金課保険税係長
市民部納税課滞納対策係長
市民部保険年金課保健師
市民部保険年金課事務職員

4 傍聴者 0人

令和8年度第1回府中市国民健康保険運営協議会
(令和8年7月23日開催)

会議録(要点筆記)

[各委員着席]

給付係長： 定刻となりましたので、ただいまより「令和8年度第1回府中市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

議事の進行までの間、保険年金課給付係長が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は会場の空調設備の不具合により、冷房の効きが十分でない状況となっております。ご不便をおかけし、申し訳ございません。

給付係長が、配付資料の確認を行った。

続きまして、前回の協議会以降に、新しく委員に就任された方がいらっしゃいますので、委員名簿を更新し、資料1として事前にお送りしております。

それでは、恐れ入りますが、新しく委員に就任された方に簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

ただいま、マイクをお持ちいたしますので、順番にお願いいたします。

新委員： 自己紹介

給付係長： ありがとうございました。

また、本日の会議は、石坂委員、田中委員から欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

なお、中村委員からは遅刻の旨をお伺いしております。

出席が委員定数の2分の1を超えておりますので、本協議会が有効に開催されますことを申し添えます。

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

事務局： 自己紹介

給付係長： 続きまして、日程第1の臨時議長の選出でございます。

公益を代表する委員のうち、事務局からの指名に基づき、臨時議長をお願いしたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

給付係長： ご異議がないようでございますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、横田委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、横田委員、お席の移動をお願いいたします。

臨時議長： ただいま、ご指名によりまして、臨時議長の職を務めることになりました横田です。

会長が決定するまでの議事進行にご協力をお願いします。

それでは早速、日程第2の会長選挙を行います。

会長については、府中市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、公益を代表する委員から選出することになっております。

選出の方法についてですが、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

臨時議長： ご異議がないようですので、指名推薦の方法で行います。どなたか推薦がございましたら、お願いいたします。

委員： 議長

臨時議長： はい。

委 員： 会長には、市議会の議長も務められたご経験もある横田委員が適任と考え、推薦いたします。

臨時議長： ただいま、会長は私、横田にお願いしたいとの推薦がございましたが、ほかに推薦はございますか。

無いようでございますので、それでは、会長は私、横田にするということで、いかがでしょうか。

委 員： 異議なし。

臨時議長： それでは、ご異議がないようですので、会長は私、横田に決定いたします。これをもちまして、会長選挙を終わります。私は、これで臨時議長を退任いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

会 長： それでは、改めまして、ただいま皆さまのご推挙によりまして、府中市国民健康保険運営協議会の会長を仰せつかりました横田実でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。一言ご挨拶申し上げます。

国民健康保険制度は、構造的な問題を抱えており、被保険者の減少傾向の一方で医療技術の高度化に伴う医療費の増加など、取り巻く情勢も厳しいものとなっております。皆さまの忌憚のないご意見、そして審議等を経ながら、進めてまいりたいと思っておりますので、本協議会の円滑な議事進行へのご協力をお願い申し上げまして、会長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長： それでは、府中市国民健康保険運営協議会規則 第6条第1項に基づき、議長を務めさせていただきます。早速ですが、議事日程に基づき、はじめたいと思います。

はじめに、本日の会議の傍聴希望者ですが、本日は、希望者はありません

ので、早速、議事に入りたいと思います。

それでは、日程第3の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議終了後、その会議録を作成するに当たり内容確認及び署名をしていただくことになります。

指名は会議ごとに行い、その順番は慣例として委員名簿の選出区分の記載順としておりますので、第1回会議の会議録署名委員には、

被保険者を代表する委員から榎本委員、

保険医又は保険薬剤師を代表する委員から赤松委員、

公益を代表する委員からゆうき委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： ご異議がないようですので、各委員に、本日の会議の会議録署名委員をお願いいたします。

続きまして、日程第4の「令和7年度府中市国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、参考資料1、2、3と合わせて資料の説明を行った。

会 長： 説明が終わりました。ご質問はございますか。

なお、ご発言に当たりましては、事務局からマイクをお渡ししますので、お使いいただきますようお願いいたします

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

委 員： よろしく申し上げます。細かいところでいくつかお聞きしたいと思いますが、一つは7ページのその他の保険給付といったところで、確認も含めていくつかお尋ねしたいと思います。

まず出産育児一時金については、50万円と48万8千円とわかれておりますけれども、あるところから金額が上がったというような、そういう理解でよかったのかっていう確認が一つ。

それから、3の葬祭費についてですが、実際に亡くなられた件数に対して葬祭費の支払ってどのぐらい執行されているのかなど。要するに届出がされているのかなというところの実態をお聞きしたいと思います。

それから、5の傷病手当金なのですが、お仕事されている方の中で、こういったいわゆる傷病手当の対象になる方はもっといような気がするんですけど、実際この支給件数は1件ということなんですが、例年このぐらいの件数で推移しているのか。その辺りの状況についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

保険年金課長補佐： それでは順次答えさせていただきます。

はじめに、出産育児一時金の支給額の推移というか、過去の経過からなんですけれども、直近ですと平成21年10月からお答えさせていただきます。こちら平成21年10月の支給額は最高で42万円でございました。そこから令和5年4月にかけて50万円に最高支給額を引き上げているというところが経緯としてございます。

続きまして葬祭費なんですけれども、国保加入者の支給額はわかるんですが、加入者のお亡くなりになった人数というところは今資料が手元にございませんのでこちらについては後ほど改めてメールで回答させていただきます。申し訳ございません。

傷病手当金についてなんですけれども、説明でも申しあげましたとおり、令和5年5月7日より前にコロナウイルス感染症に罹患した方が対象となっておりまして、令和6年度に関しては1件で、その前年度についてはもっと件数いたんですが、こちらについては、申し訳ございません、件数を今把握したものがありませんので後ほどこちらも回答させていただきます。

委員： ありがとうございます。

1件目でお聞きしたかったのが、出産育児一時金について、42万円から50万円は存じあげてるんですが、この表のところで50万円と48万8千円ってわかれているので、48万8千円と50万円との違いって何ですかっというそういう意味での質問でした。

それから葬祭費の件はわかりました。改めて伺いたいと思います。

それから傷病手当金は、これはコロナに限定されたものっていうことですね。一般的な例えばその他の傷病に対しての手当金ということではないとい

うことですね。わかりました。ありがとうございます。

それからあと二つ目に関しては、収納率、現年収納率の推移の中で令和 7 年度が本市最高収納率ということで、非常に長年にわたって色んなご努力をしていただいた中で、今回本市の最高収納率を達成したということで非常に喜ばしいことかなというふうに思いますけれども、この収納率の向上に向けて取り組まれてきた何か施策、取組等あればお知らせください。お願いします。

納税課長補佐： 収納率の向上に向けて取り組んでいることでございますけれども、こちらについては、現年課税分の徴収強化、あと滞納繰越分の圧縮に向けてですね、未納の方がいらっしゃったときに、早期の財産調査などを行い状況を把握し、その後可能な限り速やかに納税の相談に繋げる、また、そういったことをしてもなかなかご連絡をいただけるか状況もわからない方につきましては、やむを得ず差し押さえをして、その後の相談に繋げるなどの取組を行っているところでございます。

そういったことの成果として収納率の向上に繋がっているものというふうに捉えております。以上でございます。

保険年金課長補佐： すみません、答弁の修正をさせていただきます。

1 点目の出産育児一時金のところで、50 万円と 48 万 8 千円の違いの部分についてなんですけれども、分娩に関連して脳性麻痺とかに赤ちゃんがなってしまった場合とか、そういったときのご家族の経済的負担を保障する産科医療補償制度というものがあるんですけども、その制度に加入している産婦人科については 1 万 2 千円上乘せして 50 万円まで一時金を支給すると、産科医療補償制度に加入していない医療機関については 48 万 8 千円までの一時金の支給額に変わるといったところが違いでございます。以上になります。

会 長： 説明は終わりました。

委 員： ありがとうございます。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： 結構です。

会 長： 他にご質問、ご意見はございますか。

委 員： 7 ページのですね、特定健康診査の実施の状況についてなんですけども、前年度と本年度を比べまして、件数が1万6千844件から1万6千238件と1割いかない程度の減なんですけれども、この中でクレアチニンだけが1割以上落ちてるんですね。これ何か理由があるんでしょうか？

保険年金課長補佐： クレアチニンの減少幅が大きいところなんですけど、明確にこれが理由ですっていうところまでは把握はできていないんですけれども、こちら詳細項目なので医師の判断によって必要、必要じゃないってところが決定してくるものなので、その辺り詳細な分析まではできていないところでございます。すみません。

会 長： 説明は終わりました。

委 員： わかりました。ありがとうございます。

会 長： 他にご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、他に質問がないようですので、本件は了承としてよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、これで本件は了承といたします。

続きまして、日程第5の「国民健康保険保健事業実施計画に基づく保健事業等について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： 説明が終わりました。ご質問やご意見はございますか。

委員：ありがとうございます。

私達医療機関に来ている通知によりますと、糖尿病性腎症予防事業なんですけれども、この実施率は3%ってすごく低いんですが、ただ今回、市民の方や医療機関への周知の仕方が例年よりも詳しくなっているのでそれはすごく評価をさせていただきたいなと思います。一方で、実施期間が6月下旬から7月下旬の1か月しかないですよ。プログラムは4か月とか長いんでそうなるのかもしれないですが、多分おそらく、今処方が私達医師ももう1か月以上ぐらいいは平気で出すので、この期間に受診されない方もたくさんいらっしゃると思います。

実は私のクリニックに4人候補が送られてきたんですが、半分ぐらいの方しか受診してないので、1か月しかないとなかなか受診率も伸びないんじゃないかなと思いますけど、これは何ででしょうか。

保険年金課保健師：こちら6か月プランとなっております、8月に始まって終わるのが大体1月までなんですけれども、患者様によっては1月で終わらずに2月に終わったりとか、3月に終わったりとかっていう方もいらっしゃいます。

基本的には事業は、その年度内に終わらせるということが前提になっておりまして、そこから評価をして終了という形になりますので、この期間という形になってしまいます。

ただ今年度、腎症2期の方は、先生の指示書を待たずに医療機関さんをお願いさせていただいて、先に8月からスタートさせていただき、9月になってその方が受診できるっていう状態になりましたら、指示書を書いていただくという形に変更させていただいた方もいらっしゃいます。

ですので、柔軟に対応させていただけたらというふうに思っております。以上です。

委員：ありがとうございます。

会長：よろしいですか。

委員：はい。

会 長： 他にご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、他にないようでございますので、本件は了承としてよろしいでしょうか

委 員： 異議なし。

会 長： それではこれで本件は了承といたします。

続きまして、日程第6の「国保財政健全化変更計画書の改定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： はい、説明が終わりました。ご質問やご意見ございますか。

委 員： はい。よろしくお願いします。

ご説明わかりました。またこれまでの取組、事業として削減に向けた適切な取組ということで評価したいと思います。一方で、今年度、令和8年度ということで、12年のうち9年間、4分の3が経過したところで、令和17年度までに解消していくという大きなスパンの中で取り組んでいることと思うんですけども、この赤字削減予定額を見たときに特に9年時つまり今年度とそれから2年後の10年度の削減額も非常に大きいかなというふうに思います。これが実際保険料として対象者の方にご負担をいただくということとでいくと、低所得の方についてはそういったそれなりの対応していただいているというふうに認識はしているんですが、この2年ごとに見直していく中で特にここ1年、2年社会の状況、また経済状況を見ますと円安であったり、物価高騰というふうな大きな変化が見られるという中で、保険者にとっては非常に様々な物価高騰に対応していくのに大変だと思うんですが、そこにかぶせて、この今回のこの計画に基づいた、この削減の額っていうのが非常に大きくのしかかっているんじゃないかというそんなふうにも見えなくもないんですけども、実際どうなのかなということを状況をお尋ねしたいと思います。今回の国保の年間の通知が今月届いているかと思うんですが、これに対して、何か市民の方からお声など届いているようであれば、状況を併せて聞

かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

保険年金課長補佐： まず1点目の円安とか物価高騰の中での対応なんですけども、今年度の課税状況としては、1人当たり約20%ほど課税額が増えるというような状況になっております。

その辺りについては市民の方にご負担をかけるというところになりますので、丁寧に周知を行う必要があると考えておりまして、今後約10年かけて税率をどのように改定していくかとかそういったことを説明するのはもちろんなんですけど、他の26市と比較して府中市の保険税率が現状は低い所得割と均等割になっておりますので、そういった他市との比較の状況も丁寧に伝えていながらご負担をいただくというところを考えているところでございます。

あと、一方で低所得者対策っていうところは当然できる範囲ではやっていこうと考えておりまして、今年度も国の税制改正に伴いまして、均等割の軽減、5割軽減、あと2割軽減の対象者の範囲を広げるであるとかそういったところでは対応しているっていうのと、今後国の動きで現状未就学児の均等割を半額に減額してるんですけども、国の制度で来年度以降を高校生年代まで拡充すると、そういった動きもありますので、そういった国の動きに対してはしっかりと追従する中でご負担をお願いしていきたいというふうに、まず考えているところでございます。

保険税係長： 続きまして、今年度の当初納通発送後の市民の皆様からの問い合わせ状況について現状のご報告をさせていただければと思います。

現場の状況といたしましては、やはり税率の引き上げが過去に見ないぐらい大きな状況でございますので、前年度の課税額との差について、例年以上にお問い合わせをいただいているというふうに認識をしております。そのうえで、先ほど答弁でも申しあげたところでありますが、制度の趣旨や他自治体との状況等を丁寧に説明をさせていただいているところでございます。全体的な傾向としましては、そういったところをご説明させていただくと、概ねやむを得ないものなんだっていうふうにご理解をいただける方が多数かなというふうに現場の状況としては実感しているところでございます。以上でございます。

委員： ご説明ありがとうございます。丁寧な説明をしていただくということは本当に大事なところかなというふうに思いますし、そういった問い合わせがあった場合には、そのような説明をしていく中でご理解いただけていることが多いよということで今わかりました。

ただ、実際には先ほど申しあげたとおり、非常に物価高騰、まだまだ続いているっていうこともありますし、いつまでこれが続いていくのか、また国からの臨時交付金を使ったギフトカードですか。あれの後の経済対策って全く今のところ見えてないっていうようなこともあって、市民の生活においては非常に負担が増しているという状況の中で今回のこの大きな変化。前から決めていたことではあるんですけども、それが実際に与えるインパクトは感覚的なインパクトがすごく大きいかなというふうに思っておりますし、実生活において与えているインパクトっていうのが他市との比較という部分では確かにそのとおりなんですけれども、やっぱりそのいわゆる激変の部分ですよね、今までこうだったものがこれだけ変わったというそのインパクトが与えている負担の大きな要因かというふうに思いますので、ここから先の今度は10年度ですかね。10年度にもまた訪れると思うのですが、こういったところも社会の状況や経済状況とかよく見ていただきながら、ぜひ丁寧に、また検証をしていただきたいなというふうに思いますし、引き続き色々な問い合わせ、市民からの声等あると思いますけれども、しっかり対応していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

会長： はい、他にご意見ご質問等ございますか。よろしいですか。

他にご質問がないようでございますので、本件は了承してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議がないようでございますので、それではこれで本件は了承といたします。

続きまして、日程第7の「令和8年度国民健康保険税当初課税の状況について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： はい、説明が終わりました。ご質問やご意見はございますか。
よろしいですか。ご質問がないようでございますので、本件は了承として
よろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、これで本件は了承といたします。
続きまして、日程第８の「令和９年度国民健康保険税の税率等に関する諮
問及び令和８年度国民健康保険運営協議会開催予定について」を議題といた
します。
事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： はい、説明が終わりました。ご質問やご意見等はございますか。ございま
せんか。
ご質問ご意見ございませんので、事務局案に賛成ということで、第２回の
協議会では、諮問と審議を一括で行うことといたします。

続きまして、日程第９の「その他」について議題といたします。事務局、何
かありますか。

給付係長： それでは、事務局より事務連絡ですが、先ほどのとおり、第２回運営協議
会については、令和８年１１月下旬から１２月上旬頃を予定しております。
第２回運営協議会の日程調整を後日行い、会議開催の約１か月前までにお知
らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、お茶はお持ち帰りをお願いいたします。駐車券をお持ちの方は、事
務局までお越しください。

事務局からは、以上でございます。

会 長： 令和８年度第２回は、令和８年１１月下旬から１２月上旬頃を予定しているとのことですので、日程調整にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

委員の皆様から何かご質問などございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和８年度第１回府中市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。